

## 佐賀県精神保健福祉連合会会則

### 第1条（名称及び事務局）

この会は佐賀県精神保健福祉連合会と称し、事務局を佐賀県小城市小城町178-9の場所に置く。

### 第2条（会員）

この会は佐賀県内の精神障がい者家族会及びこの会の目的に賛同する福祉事業所、精神科医療関係機関その他の団体並びに個人をもって構成する。

### 第3条（目的）

この会は全国精神保健福祉会連合会等との連携を緊密に行い、精神保健福祉思想の普及啓発を行うとともに、精神障がい者の社会復帰、自立と社会参加の促進を図り、もって、県内の精神障がい者の福祉の増進及び県民の精神保健医療の向上に寄与することを目的とする。

### 第4条（事業）

この会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 精神医療を正しく学び、精神障がい者への理解を深め、医療と社会復帰を促進するための事業
- (2) 精神保健福祉に関する知識の普及啓発及び研修会等の開催
- (3) 精神障がい者家族会の育成に協力し、家族間の親睦・融和を図るための事業
- (4) 障がい者の自立支援に関する調査提言及び要望活動
- (5) 精神障がい者の社会復帰援助事業
- (6) その他、目的達成のために必要と認める事業

### 第5条（役員）

この会を運営するために、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 書記 1名

2 理事会の決議を経て、この会に顧問並びに相談役をおくことができる。

#### 第6条（役員任期）

- （1） 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- （2） 補欠役員任期は、前任者の残存期間とする。
- （3） 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任務を行うものとする。

#### 第7条（役員選出）

- （1） 理事は県内の精神障がい者家族会、福祉事業所及び精神科医療関係機関その他の団体の推薦により選出し、総会の承認を得るものとする。
- （2） 会長・副会長は理事会において互選する。
- （3） 監事は理事会において会員の中から選任する。
- （4） 事務局長及び書記は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

#### 第8条（役員任務）

役員任務は、次のとおりとする。

- （1） 会長は本会を代表し、総会及び理事会の決定に基づき会の運営にあたる。
- （2） 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の任務を代行する。
- （3） 理事は、各家族会及びその他の会員の総意を代表して、会の運営にあたる。
- （4） 監事は、本会の経理を監督し、少なくとも1年に1回は会計監査を行いその結果を総会に報告しなければならない。
- （5） 事務局長は、本会の目的達成のため、一切の事務を担当する。
- （6） 書記は、会長の依頼により本会の会計及び庶務を司る。
- （7） 顧問及び相談役は、会の運営に常に参与し、必要あるときは総会・理事会の席に参加し意見を述べる。ただし、決議には加わらない。

#### 第9条（会議）

この会の運営のための会議は次のとおりとする。

- （1） 総会
- （2） 理事会

#### 第10条（総会）

総会は、この会の最高決議機関とし、定期総会は年1回とする。ただし、必要あるときは、臨時総会を開くことができる。なお、総会の議長は、出席会員の中から選出し、定期総会は次の事項を審議する。

- （1） 前年度の決算及び事業報告
- （2） 新年度の予算及び事業計画

- (3) 新会員の報告と承認
- (4) 新役員の承認
- (5) 緊急事項に関する審議並びに承認
- (6) その他、会長が必要と認める事項

2 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

#### 第11条(理事会)

- (1) この会の運営のため、随時理事会を開催し、総会の決定による事業の推進を図るとともに、総会に代わって簡単な事項につき企画・決定することができる。
- (2) 理事会は、会長がこれを招集し、その議長の任にあたる。
- (3) 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、決議は出席者の3分の2以上の賛同を必要とする。

#### 第12条(収入)

この会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 会費 会費の額は、別に定める。
- (2) 寄付金
- (3) 補助金
- (4) その他の収入

#### 第13条(会計年度)

この会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日をもって終わる。

#### 第14条(会則の変更)

この会則は、総会の承認を得て改正することができる。

#### 附則(施行期日)

この会則は、昭和59年9月8日より実施する。

#### 附則(平成4年10月1日)

第4条(5)の規定により、精神障害者小規模事業所を設置運営する。

#### 附則(平成23年6月18日)

第1条(名称及び事務局)一部改正

#### 附則(平成25年6月22日)

名称変更及びそれに伴う会則の大幅改正につき、施行期日は、平成25年7月1日とする。

附則（令和3年6月21日）

第2条から第14条の一部改正につき、施行期日は令和3年7月1日とする。

附則（令和4年6月20日）

第7条、第9条及び第12条から第15条の一部改正につき、施行期日は令和4年7月1日とする。